

学校教育における親の教育権（四）

——ドイツにおける親会議および学校会議の法的考察

藤 枝 律 子

目次

はじめに

第一章 学校教育における親の教育権

第一節 基本法における学校制度

第二節 学校における親の教育権と国家の教育任務（以上、二二六号）

第三節 学校における親の教育参加権の態様

第四節 参加権に関する規定

第二章 学校教育における親の集团的参加権

第一節 親の集团的参加権の根拠

第二節 親の集团的参加の展開

第三節 親の集团的参加の態様と範囲

第四節 各レベルでの参加の内容と限界（以上、二二八号）

第五節 親の協働の組織形態

第六節 集団的参加の現状

第三章 親協議会における参加の範囲と限界

第一節 ヘッセン州憲法における親の共同決定権

第二節 ヘッセン州学校法における親会議

第三節 親の集団的参加権の範囲と限界（以上、二一九号）

第四節 親協議会と他の学校当事者との関係

第四章 学校会議における参加

第一節 学校会議の概観

第二節 ヘッセン州学校会議における参加の範囲と限界（以上、本号）

第五節 学校領域における共同決定の可能性と限界

第六節 学校制度における協働に関連する判例の展開

第七節 学校の自治における参加の可能性

第三章 親協議会における参加の範囲と限界

第四節 親協議会と他の学校当事者との関係

（一）立法者との関係

法律を制定する場合、州親協議会は共同決定権を有せず、政令（Verordnung）レベル以下で共同決定を行うに留まる。法律（Gesetz）および法規命令（Rechtsverordnung）による学校制度の法化傾向は、州親協議会から参加権の大部分を奪い取った。確かに、法律の留保原則を学校領域へ拡張することの意義は、一般的に言えば、従来、行政庁が命令と基準設定を行うことにより、その意思決定過程が不透明であった事項に関して、一層の透視性と公開性をもたらし、そのことが、学校における教育の自由領域を拡張し担保することにつながるという意義を有するといえるかもしれない⁵⁴⁾。しかし、実際の法化傾向は、形式的な議会制定法と文部行政の命令とによる学校事項の「徹底的規範化」に重きが置かれ、その結果、学校に指示される規律は増加し、かつ、それらの規定が学校の業務を詳細にわたって規律したことから、内容上、教育への広範囲に及ぶ侵害を招くに至っている。学校の法化は、教員の教育の自由への攻撃でもあり、教員は、法規の執行者としての教育を行うことに抵抗を示しているとの指摘もなされている⁵⁵⁾。学校が法規の執行者として理解されかつ行動しているという印象を与え、その印象がますます強化されつつあるといえるのである⁵⁶⁾。

しかしながら、ヘッセン州教育政策に対する州親協議会の影響力は、このような状況にあっても、過小評価されるものではない。ヘッケルは、州レベルにおいて、親の共同決定権は、有効に作用している、とする。州親協議会

が、文部大臣の意図及び計画に有益な批判を行い、改善の提案を行ってきたことを指摘している。州親協議会の協働を通じて制定された法令の公布は、初めから、親によって支持され基盤を有するからである。一九五九年以来のヘッセン州の学校政策は、州親協議会の協働なしでは、考えられなかったというヘッケルの指摘は、このような意味で注目に値するといつてよいであろう。⁵⁶⁾

(二) 学校監督との関係

監督官庁、学校長の監督または管理権限に対しては、学校法に基づく共同決定事項の設定を考えられていない。そこで、学校設置者の権利および義務は、侵害されないままであることになる。すべてのレベルの親代表は、学校監督庁、学校およびその機関並びに教員および学校設置者に対して、いかなる種類の監督権限、管理権限および指示権限も有しない。ここでは、親代表は、学校長および教員の上司ではなく、学校事項における協力者であるとの理解がなされている。したがって、親代表が、親代表の共同決定を受けない学校の措置に同意しない場合、個人が有する異議申立権を行使するにとどまる。親代表は、個々の教員、学校長または学校監督庁との討議が満足できる結果に至らない場合には、一般的な請願権も行使できる。

州憲法および法律は、親代表の参加を教授 (Unterricht) と教育 (Erziehung) に限定していることから、いわゆる「外的」学校事項 (学校組織、学校の建造物および設備) に、親の代表は関与できないといえよう。しかしながら、外的学校行政の領域につき計画された措置に関して、権限ある親代表に告知し、かつ、その意見表明に留意するならば、それは、民主主義の要請に合致し、学校設置者の利益にも適うことになるといえる。

（三）生徒との関係

①生徒の法的地位

個々の親とその子の関係において、子どもの幸福は、親の養育と教育の最上の規範でなければならぬとされる。³⁸⁾ 基本法六条二項一文が規定しているのは、基本的権利であると同時に基本的義務である。³⁹⁾ 学校事項においても、子どもの教育の要求をその自己決定能力と対比し、憲法の価値決定の原理規範を考慮して、事物の状況により、適切に割り当てることを、親は義務づけられている。⁴⁰⁾ 親は、子どもの、成長する判断力および洞察力を、まさに学校事項においても考慮しなければならない。そして外国語の選択や能力コースの選択等に際して、自立してはいるが、場合によっては誤りやすい子どもが決定するという教育上の利益を、誤った決定の場合に生じうる不利益と比較衡量しなければならぬ。⁴¹⁾

子どもの教育は、一次的に親に責任がある。その際に、基本法六条二項に示された「自然権」は、国家によって親に与えられたものではなく、所与の権利として容認されているものである。⁴²⁾ 親は、わが子の養育と教育をどのように形成し、それとともに親の責任をどのように果たそうとするかについて、学校の外で、国家の影響と干渉を受けない、自らの考えに従って決定できる。⁴³⁾ 親の権利は、自由を自己決定という意味ではなく、子どもの保護について認めるということによって、基本権の他の自由権と区別される。⁴⁴⁾

民法典一六二六条によれば、親は、未成年の子どもを養育する義務を有する。⁴⁵⁾ 未成年の生徒は、限られた行為能力しか有しておらず、その点に関しては、その親が生徒のために法律上の代理人として社会的に行為をする。⁴⁶⁾ 親は、子どもの自立した責任、行動をとれる能力の増大および個性を尊重し、それが発達状況によって示される限りで、養育の問題を、子どもと話し合い、理解しようとしなければならない。⁴⁷⁾

養育と教育について、親は、自立した責任を自覚した行動が徐々にできるようになっていく子どもの能力と要求を尊重する。親は、発達の状況によって示される限度で親の養育と追求する協調の問題について子どもと話し合う。職業教育の事項について子どもの適性と傾向を親は配慮しなければならず、疑問のある場合には教員または他の適当な職員と協議しなければならない（民法典一六三一 a 条）。親は、子どもの幸福に対する自己の責任と相互の協調における配慮をしなければならない。⁶⁰ 州の学校法は、民法典の規定を参照し、民法典の適用を前提としており、連邦法上の親の権利を無視するような州の学校法の一定の規定は、許容されない。⁶¹

よって、生徒との関係では、学級内で、その授業年度の開始時に当該学級を構成する生徒の半数以上が成年に達している場合には、学級親会議の設置はなくなる（ヘッセン州学校法一〇六条三項）。これは、子どもが成年に達することによって、親は基本的に教育権者としての資格を失い、したがって参加権を失うと理解されていることによる。ヘッセン州は、この期日に親代表の在職期間を終了させるとしている。成年生徒は、生徒代表委員会を通してみずから参加することになる。州によっては成年の規定は重要視していないところもある。バーデン・ヴュルテンベルク、バイエルン、ザールラント州は、学年の終了をもって、参加資格を喪失するとしている。ベルリン、ブレーメン州は、在職期間の終了をもって喪失するとしている。ハンブルク、ノルトライン・ヴェストファーレン、ラインラント・プファルツ州は職務の種類によって異なった規定を設けている。これらの諸州における規定は、親代表の有する機能を重視する見地からは、容認されるかもしれないが、成年の生徒の参加は、重視されていないことになる。上記の諸州における成年生徒の親は、未成年生徒の教育権者と同等の協働権を有することになる。このことにより、成年生徒の親は、学校において、他人の子どもに対しての影響を及ぼすことに関して容認されるが、親の個人的教育権規定からは、当然認められるべきものではない。⁶²

そこで、学級または学年段階での親の協働は、成年生徒が増加するとともに、減少することになる。その結果として、当該学級または学年は、学校親協議会に親代表を選出しないことになる。また、自分の子が成年に達したことににより除外された親は、助言者として招待される。

オッセンビュールは、親の教育権は、個々の事例の状況において、子どもに適合的に行使されているかどうかという観点からの考察が求められるとしている⁶⁵。したがって、必ずしも成年生徒の親が、親会議において出席を拒否されることにはならないことになると思われる。

② 生徒会

生徒会もまた法律上の構成により学校に属する。従って学校の組織である。生徒会の任務は、学校長、教員および学校庁に対して、生徒の利益を主張することに、その本質がある。生徒会は、さらに学校の授業活動および教育活動を促進し、学校目標の実現に寄与しなければならない。とりわけ重要であるのは、争いのある場合および懲戒措置に際して、例えば教員会議による過度に厳しい決定から当該生徒を保護するために行う協働である。

生徒の利益の代表者は、意見表明と報道への公表の権利も有する。生徒集団および生徒代表は、例えば活動グループの形成、生徒新聞の編集など自ら選んだ任務を遂行することができる。生徒会は、政治的教育の領域で活動することができる。しかし、全ての生徒の代表として学校の任務に含まれる任務しか遂行することはできない。

生徒会の組織形態は、州により、詳細は異なるところがあるが、類似性がある。ほとんどの場合、五年生以上の生徒は、秘密選挙によって学級代表を選出する。またギムナジウムの上級課程のように学級単位でのまとめがなない場合には、学年代表が選出される。学級代表および学年代表は、全員で学校の生徒会を組織する。基礎学校以外では、学校会議に生徒代表は所属する。学校長または学校会議の基本的決定の前には、その決定が同意までには必要

としなくても、生徒会は意見聴取をされなければならない。生徒会の機関は学校の機関である。ゆえに生徒会の行事は、学校の行事であり、学校の責任範囲に入る。生徒会の行事は、学校の責任に服しているため、学校は、その監督義務を果たさなければならない。しかし、生徒に可能な限り広範に自由を与えることがここでは必要である。生徒代表の自由な地位は、生徒の年齢および成熟度により、監督は合理的な制約で対応し、とりわけ、年長の生徒が問題になる場合や、当該行事にとりたてて危険がない場合には、可能な限りその都度その都度のコントロールでとどめるべきである。ほとんどの州において、州生徒代表のように、学校より上のレベルでの生徒会も存在する。その任務は、個々の学校の生徒会の活動を支援することである。大抵の州生徒代表は、重要な学校の政策上の事項について、文部省に対して意見を聴取される権利を有する。⁵⁵

(四) 教員との関係

① 教員の法的地位

教員は、原則的に、包括的に公務員または職員としての法的地位に拘束される権利義務を有する。⁵⁶ 学校関係における教員の特別な地位に関して、特に重要であるのは、教員は、個人的参加を前提としつつ、学校において法的に設定された教育目的を支持しなければならないということである。⁵⁷

そのような教員との関係では、「教師の教育の自由は必要とされる限りでのみ制限される」(ヘッセン州学校法八六条二項)とあることから、教員の教育の自由の範囲の相対的な拡張が考えられる。いわゆる「教育専門事項」に関して、原則としてその最終決定権は学校および教員の側にある。これらの事項の決定は、一般的には「教育の専門機関」である学校および教員に委ねたほうが、子どもの人格的な発達権によく応えることができるからである、

とされる。⁸⁵

教員は、個人的領域まで学校に深く関わっているのに対して、生徒は、学校に所属すると同時に家庭にもう一つの存在場所を有している。また、親も、その存在の一部が学校に所属するのみである。しかし、その一方、自分の子どもの教育の総合計画のための責任を有している。⁸⁶ 寛容の要請は、教員に、場合によっては非常に異なる、とりわけ世界観上および政策上の生徒や親の見解に配慮することを求める。とりわけ、宗教上の問題については、教員は、親の教育観に反するかもしれない影響を及ぼすことは避けねばならない。⁸⁷ 学校との関連のこのような程度の違い、さらに、専門性、責任性、社会参加の程度および機能の違いを考慮するならば、多様な解決策を講ずることが適切であると思われる。⁸⁸ そこで、どの集団が、どの程度、共同決定するのか、いつ、誰によって、意見聴取が充足されるのか、どの段階で提案権、拒否権の容認すればそれが意義のあるものになるのか、が常に熟慮されなければならない。その際、学校における教員集団の方が、学校に関して、生徒および親集団よりも、決定権者としてふさわしい場合がある、とされる。⁸⁹

② 教員会議

教員会議は、学校長が固有の権限を有し、または教員、生徒および親により構成される学校会議の権限に属する対象が重要なとき、教育・訓育の問題における意思形成を決定する担い手である。学校長が議長を務め、学校の全教員で構成する全体会議と、学年、クラス、または教科会議、さらに職業教育学校では職種に従い構成されるグループ会議、統合学校では学校種会議などの部分会議に区別される。部分会議の構成員の範囲は、それぞれの任務領域から明らかになる。例えば、クラス会議には、当該クラスで授業をする教員全員が属し、クラス担任が議長を務める。教員会議は、学校全体において、または部分会議の任務領域において、教員が平等で互いに調整された活動が

必要であるときに機能する。教員会議は、学校長および教員が個々の事例について行なわなければならない原則を定め、学校の活動および生活に対して拘束力を有する一般規定と規律を決定する。⁶⁴⁾

(五) 各親協議会間の関係

学級の親代表は、学校親協議会または学校会議に問題を上申することは、妨げられていない。しかし、当該学級の代表による討議または学校親協議会との共同討議に関する根拠規定はなく、それをうかがわせる規定もない。⁶⁵⁾ すなわち、各レベルの親協議会間の関係が明確に規定されていないという問題がある。例えば、州親協議会に対して、郡・市親協議会は、提案権を有していない。また、州、郡または市の教育行政に関する情報を、学校親協議会が要求しようとする場合、州、郡または市親協議会の会員を兼任している親代表に個人的に頼らざるをえない。⁶⁶⁾ このような現状から、各レベルの親協議会間を規律する規定もまた必要となるであろう。

以上のように、親協議会における参加の範囲および限界を検討した。しかし、まだ問題は残されている。親の個人的権利としての教育権と集団的権利の衝突も無視できない。親協議会が、「代表参加組織である限り、少数意見が無視される危険が常に存在している」⁶⁷⁾ことから、少数の親の意見をどのように尊重するか⁶⁸⁾、が問題となろう。この問題について、ヴィマーは、学級の領域においては、個々の親の持つ教育権、個々の子どもに対する責任という観点から、親の代表による協働は制限的でなければならぬとする。それに対して、親の協働は、学校、地域または地域を越えたレベルでより有効である。そこで、親の権利は、学校を越えて地域のレベル、市町村および州レベルまで保障することが必要であるとする。このように、参加権の形態を学年、学校、地域、州のそれぞれのレベル

に適合的なものとなるように多段階的に考える必要があると思われる。どのレベルの親協議会でいかなる参加形態を認めるべきか、実体面での考察はなお十分ではないように思われる。ヘッケルは、ヘッセン州での経験から、州レベルでの親の共同決定を強く支持している。彼によると、行政の措置を内容的に高め、行政過程に公正さと明確性をもたらすことになる。そして、州親協議会の協働の下で生じた法令の公布は、初めから親によって支持されるからである。^{m)}

また、執行停止の問題も残されている。例えば、聴聞が予定されている措置に対して、聴聞がなされずに措置がなされた場合の対抗手段を法は規定していない。そこで、訴訟を提起しても、学校行政によって実施される措置は取り消されることはなく、かつ措置はそのまま継続される。^{m)}したがって、執行不停止の原則の適用についても検討される必要がある。

注

- (34) 竹内俊子「西ドイツ」日本教育法学会編『講座教育法7 世界と日本の教育法』総合労働研究所一九八〇年六八頁。
- (35) Christian Starck, Staatliche Schulhoheit, pädagogische Freiheit und Elternrecht, DÖV, 1979, S.272.
- (36) 竹内前掲（注³⁴⁾ 六八頁。
- (37) Hans Heckel, Schulrecht und Schulpolitik, Rhein und Berlin, 1967, S.191.
- (38) Norbert Niehus, Schul- und Prüfungsrecht Band1 Schulrecht 3 Auflage, 2000, München, S.13.
- (39) Ebenda.
- (40) Ebenda.

- (41) Ebenda.
- (42) Niehues, aa.O. (Nr.38), S.20.
- (43) Ebenda.
- (44) BVerfGE 59, 360ff. = NJW 1982, S.1375.
- (45) Niehues, aa.O. (Nr.38), S.19.
- (46) Niehues, aa.O. (Nr.38), S.12.
- (47) 親は、基本法七条三項によれば、原則的に、宗教の授業に子どもを出席させるか否かについて決定する権利を有する。基本法の起草者は、宗教の自由の基本権に関して、制限するのではなく、自由権をむしろ強化した。そのために、未成年の子ども
の宗教上の自己決定権は、個々の州の立法者の自由裁量に任されており、十八歳に年齢制限を引き上げを試みていると
ころもある。また、学校と生徒との関係は、伝統的解釈によれば、一般的法関係としてではなく、「特別権力関係」と見なさ
れてきたことによって特徴づけられてきた。それとともに、生徒に対して、学校は、広範に、法から自由な余地があるとさ
れてきた。そのようないわゆる特別権力関係は、基本権の制限を正当化し、権利保護を減退させ、法律の留保を抑制してき
てきた。そのようないわゆる特別権力関係は、基本権の制限を正当化し、権利保護を減退させ、法律の留保を抑制してき
てきた。今日では、裁判所は、「特別権力関係」としての伝統的な整理からも、慣習法からも、学校関係を行政によって遂行される法
から自由な領域として正当化してはいない。学校、または生徒の活動を規律する学校行政の措置は、法から絶対的に自由な余
地を有してはいない。Niehues, aa.O. (Nr.38), S.12.
- (48) Niehues, aa.O. (Nr.38), S.19.
- (49) Ebenda.
- (50) Ebenda.
- (51) Ebenda.

- 52) Hans Heckel / Hermann Avenarius, *Schulrechtskunde* 6 Auflage, Darmstadt, 1986, S.94.
- 53) Fritz Ossebnühl, *Schul im Rechtsstaat*, DÖV 1977, S.809.
- 54) Hermann Avenarius, *Einführung in das Schulrecht*, Darmstadt, 2001, S.42.
- 55) Vgl. Avenarius, a.a.O.(Nr.54), S.42.
- 56) Niehues, a.a.O.(Nr.38), S.10.
- 57) Ebenda.
- 58) Wolfgang Mickel, *Das Schulrecht in der Lehrerbildung*, RdJB 1975, S.257ff.
- 59) Heckel / Avenarius, a.a.O.(Nr.52), S.73.
- 60) Niehues, a.a.O.(Nr.38), S.10.
- 61) Ebenda.
- 62) Heckel / Avenarius, a.a.O.(Nr.52), S.73.
- 63) Heckel / Avenarius, a.a.O.(Nr.52), S.73.
- 64) Vgl. Avenarius, a.a.O.(Nr.54), S.41.
- 65) Vgl. Dieter Mohrhart, *Elternmitwirkung in der Bundesrepublik Deutschland*, Frankfurt, 1979, S.48.
- 66) ベルリン親代表であるレイケは、あるインタビューの中で次のような指摘を行っている。それによると、州レベルに対して郡または市親協議会が提案権を有せず、その提案権により、市政府にアクセスすることができないのは、「大きな欠点である。」という。しかも、市の学校行政は、「手の内を明かさない。」し、また、学校協議会による政府への照会、要望等は州協議会に問合せるといふ指示とともに却下されるといふ実状がある。他方、協議会相互のコミュニケーションは十分ではない。この弊害は、提案権等を「学校組織法に条項を追加することによって除去されなければならない。」とする。Vgl.

Interview vom 2.8.1984, mit Frau Ulrike Leyk, Elternvertreterin; in Karl-Heinz Fussl / Christian Kubina, Mitbestimmung und Demokratisierung im Schulwesen, 1985, S.84.

(67) 結城忠「西ドイツにみる親の教育参加」月刊社会教育三四一号一九八五年二五頁。

(68) バーデン＝ヴュルテンベルク州憲法において保障されている協働決定権は、協働決定機関における聴聞権、異議申立権および情報を得る権利の行使が個々の親の持つ教育の自由を侵害することは許されないという制限を受ける、と解されている。千葉卓「西ドイツにおける親の教育の自由―バーデン・ヴュルテンベルク州を中心に―」北大法学論集四〇（五・六一、五八六）一七三―一八頁参照。

(69) Raimund Wimmer, Das pädagogische Elternrecht Verfassungsrechtliche Mindestforderungen an die Konturen einer Landsgebet, DVBl 1967, S.813.

(70) Heckel, aa.O. (Nr.37), S.192.

(71) 前出のレイケは、「我々にとって、裁判が進行することには何の意味もない。」と言う。Vgl. Interview vom 2.8.1984, mit Frau Ulrike Leyk, aa.O. (Nr.66), S.88.

第四章 学校会議における参加

参加は、民主主義社会の極めて重要な核心である。⁽¹⁾ ドイツ連邦共和国を外観すれば、参加と共同決定の拡大と発展について、十分に正当であると評価される。参加の構想が長年の間変遷してきた展開の典型例は、学校という機

構である。⁽³⁾

七〇年代初頭に、学校にもまたこのプロセスが取り入れられたのは、確かに遅れてはいたが、遅すぎはしなかった。教育施設の、憲法に則った制度化への歩みには、特別な重要性がある。⁽⁴⁾理想は、お上の教育施設たる学校から、若者を自己責任を持つ者へと手ほどきする手段としての学校という理解への変化を引き起こすことにあった。その核心の一つは、第一に親と国家の、学校における協働であり、連邦憲法裁判所は、実践的整合 (praktischer Konkordanz) という意味で、重大な決定の領域、とりわけ性教育決定における親の権利と国家の教育任務の間に輪郭を描いてみせた。⁽⁶⁾二つ目の要素は、生徒を直接的当事者として、同様に「生活領域」たる学校の形成に参加させねばならないという考え方である。⁽⁷⁾そこで、古典的な親協議会を越えて、個々の学校の重要な決定に関する親と生徒の参加は、学校設置者のレベルから保障されるべきであるということになる。その参加の中心的要素として強化の強弱はあれ、自治委員会の設置が認められ、多くの州でそれは学校会議という名を持つ。いわゆる学校会議は、大抵の州立法者の意思によれば、学校の自治の中心的あるいは「最高位の」機関であるべきものとして規定されている。⁽⁸⁾

しかし、学校会議の任務と権限について、拘束的な決定が認められている州もあれば、単に助言の表明が可能に過ぎない州もあれば、意見聴取が義務づけられている州もある。基本的に、学校会議の地位は、社会民主主義体制の州においてより高められる方向で発展している。例えば、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州学校法九一条、ブレーメン州学校行政法三三条において最高位の決定機関であるとされている。⁽¹⁰⁾ヘッセン州学校法には、第一〇編「学校組織 (Schulverfassung)」の中の第二章として「学校会議」の規定が設けられ、学校会議および学校共同体の果たす役割が拡大されている。

よって、以下では、諸州の学校会議について概観し、さらに具体例としてヘッセン州における学校会議の組織および参加権の範囲を見ることにより、学校共同体の自治委員会としての学校会議と学校会議によって拡大され強化されてきた今日の親の学校教育参加権の範囲および限界を考察することにする。

第一節 学校会議の概観

(一) 学校会議の特徴

ラインラント＝プファルツ州では学校委員会 (Schulausschub) という名称が一般的に使われている。またニーダーザクセン州は、独特であり、ここでは教員の全体会議が平等に配置された、一定の事項に対する決定に関する委員会を設置する。またバイエルン州は、基礎学校を除く全ての学校に学校フォーラム (Schulforum) を設置するが、学校会議の名称が、概ね定着している。

学校会議は、教員、生徒および親の協働を可能にしなければならない。しかし、外見上の類似性にもかかわらず、学校会議という機関の任務および権限は、政治的発展史により、法的に異なった発展をしてきた。学校会議は、州の文化高権による多様さにより、全ての州において規定されているような調停機能および調整機能から、真正の義務づけられた決定権限に至るまで、その機能は様々である。

バイエルンの学校フォーラムの協働は、バイエルン州教育法四七条三項によれば、生徒、親、教員に共通して関係する問題に関する協議権、勧告権、意見表明権に制限されている。例えば学校組織の本質的問題、通学路の保全と事故防止措置、校舎の措置、校則や休暇の規則の公布に対する意見表明権に制限されている。類似の制限的権限

をラインラント＝プファルツ州の学校委員会は有する（学校法三二八条）。生徒の退学処分、懲戒処分の際に意見を聴取される権利等が規定されている（学校法三二八条二項）。

しかし、多くの州では、学校会議は、そのような形式的参加権を越えて真正の決定権を与えられている。例えば、バーデン＝ヴュルテンベルク州の学校会議は、五、六年生の授業配分、授業開始時刻、生徒の連帯責任の一般的任務および学校設置者に対する財政資金の要求に関する意見表明権を有している。ベルリン州においては、学校会議は、例えば宿題の方法および量、教室の配分の原則、実験学校および新しい授業形態の許認可の申請、学校の特別行事に関しても決定する。注目に値するのは、固有の責任のある行政に割り当てられるべき資金の活用や画一的な成績評価に対する教員会議の決定を変更する権利さえ有していることである（ベルリン州学校組織法五〇条）。

ニーダーザクセン州およびザクセン＝アンハルト州の学校には、学校会議がないが、その代替措置として、親代表および生徒代表は、教員の全体会議に投票権をもって参加する。¹¹⁴ 今日では、旧東ドイツの全ての州で、該当する委員会が、学校法において定められている。

学校会議の構成は、個々の州において非常に異なっており、時としてかなり複雑でもある。¹¹⁵ 構成員の総数は、八人から三六人の間で、著しい異なりを見せている。学校の規模に左右されず固定した構成員の総数を規定しているのは、ごく僅かの州である。¹¹⁶ その他の州においては、構成員により決定される。あるいは、シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン州の例のように、学校に勤務する教員の総数によることもある。¹¹⁷

（二）学校会議の構成

学校会議の構成に關係して、諸州は、様々な型を基礎にしている。全ての集団（教員、親および生徒）の代表は

固定されている。もっとも、基礎段階の学校のみは例外を設けられており、ここでは通例、教員と親だけが学校会議で代表されることになる。ハンブルクおよびブレーメン州では、教員と並んで、授業を担任しない職員も学校会議で代表される。²⁰⁰

全ての州において、学校会議の構成員は選挙により選出される。それぞれの学校内の集団を代表することになり、ゆえに教員会議により教員代表が、親集団により親代表が、生徒会によって生徒代表が選ばれる。例外がニーダーザクセン州であり、ここでは全体会議により人事に関する委員会が設置される。²⁰¹

ノルトライン＝ヴェストファーレン州学校協働法およびヘッセン州学校法が、委員会で教員に過半数の投票数を確保している。他にも学校長を含めた教員集団が親代表および生徒代表よりも優位であるのは、ブレーメン、ザクセン州であり、一方で、三者平等の構成を維持しているのが、バイエルン、ベルリン、ブランデンブルク、ハンブルク、ラインラント＝プファルツ、ザールラント、シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン、チューリンゲン州である。²⁰²

ゆえに参加集団の代表に関して、教員、親、生徒がそれぞれ議席の三分の一を占めることを規定している。学校会議に所属する教員、生徒および親は、それぞれ教員会議、生徒会、親協議会によって選出される。²⁰³

全ての州が、学校会議の厳格な平等の配分や、教員代表と親代表と生徒代表を同数にすることまで予定しているわけではない。平等原則から外れる場合には、その配分は主に教員集団が優勢であるのが明確である。²⁰⁴

議長役に関しても様々な規定がある。学校長が構成員であり、投票権も有しており、議長役の資格も有するところもあれば、あるいは学校長は議長役を務めるが投票権を有していないところもある。ただし、後者の場合、学校長は可否同数の際には投票権を与えられる。²⁰⁵あるいは、学校会議はその構成員内で議長を選出するところもある。

（三）選挙手続および任期

学校会議の議員選挙は、通例、学校の年度に係る。シュレスヴィヒホルシュタイン州では、生徒代表と親代表の任期は一年間、教員代表の任期は二年である。再選は可能である。会議の回数は、半期に少なくとも一回、あるいは二回のところがある。ほとんど全ての州では、議長側からの召集、あるいは全構成員の三分の一の定足数により、追加の会議ができることが規定されている。⁸³⁾

親会議または委員長の選出に、まず個々の州において例外なく法規命令として公布される手続規則（選出規則）が適用される。それに際して、注意しなければならないのは、学校内部の選挙は、国民代表に対する選挙と同質ではないということである。⁸⁴⁾ 親会議における選出と投票の際に、一人の子どもにつき出席するのは、片方の親か両親かは、その子どもにつき一票与えられるか、それぞれの親が一票ずつ持つかによって解決される。⁸⁵⁾ 平等原則（基本法三条一項）は、親会議を、平等な数をもって投票させることを要求する。⁸⁶⁾ 政治的宣伝とそれが結合することは許されない。⁸⁷⁾

（四）学校会議の地位および権限

学校会議は、教員、生徒、親という三つの学校に係る集団の中心的な協力組織である。⁸⁸⁾ 学校会議は、個々の学校の学校生活の全体的関心事に関して関与する重要な権利を有している。そこで、学校生活の重要な全ての事項に関することについて広範な知る権利を有している。さらに、情報請求権として、学校会議は、学校生活に関連する全ての重要事項について広範な情報提供を請求する権利を有する。また、学校会議は、当該権限を有する学校の委員会に対して、活動に関して情報提供し、かつ各委員会の会合に提案をすることができる。学校会議が教員全体

会議の議事日程について提案した場合は、直近の会合の議事日程の中で考慮されねばならないし、全体委員会の会合の前に、学校会議は予定された議事日程について知らされねばならない。学校長は、学校会議に、学校生活の全ての重要な事項について情報提供しなければならない⁸⁴⁾。それに適合するようにこの情報交換はできる限り円滑に準備かつ実施されねばならない⁸⁵⁾。

学校側は重要かつ決定すべき事項および決定について、各委員会の議長と同様に学校会議の全構成員に、絶えず最新の情報を提供し、学校会議における協働を魅力的なものにするために、その都度の会合の知らせに同封する。さらに、学校会議の各会合の議事日程通知を用いて、本質的事項について情報提供する。それについて、以下の重点が設定される。すなわち、学校政策上の展開と傾向、学校庁の報告、教育の専門的文献での議論、学校の内的事項、または学校の人事および財政上並びに事務的設備に関する事柄、校舎、敷地および当該施設に関する事項、緊急の教育的問題等である⁸⁶⁾。また、広範な発議権も有しており、全ての委員会の議事に対する動議ができる⁸⁷⁾。

他方、学校会議は学校に関係する人々の集団が協働する協議機関および議決機関であり、それは学校の最上位の決定機関である⁸⁸⁾とされる。学校会議は、学校活動の発展およびその質を保障することについて責任を有する。学校会議は、学校に関する全ての事項について協議する。そして、そのことに際して他の委員会、とりわけ全体会議の決定および提案を基礎にしている⁸⁹⁾。また、学校会議は学校の共同の機関であり、その中で学校長、教員、親および生徒は代表される。他の委員会（教員会議、親協議会、生徒会）がそれぞれ単一の集団によって形成されるのに対して、ここでは全ての集団が代表される。そのために、学校会議は、学校内での個々の集団の協働権の枠組みの中で特別の重要性を有する。バーデン・ヴュルテンベルク州では、以前は、教員の全体会議が学校の中心的決定機関であり、学校会議は単なる同意権しか有していなかったが、学校会議は一九九三年七月二八日の法改正によって、

決定機関になっている。⁴⁴⁰ 一九九二年のヘッセン州学校法二二九条では学校会議の決定権限を規定しており、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州学校法九一条、ブレーメン州学校行政法三三条においては、学校会議が最高位の決定機関であるとされている。⁴⁴¹

学校会議は、その時のそれぞれの学校のために活動するのであり、そしてその学校は国家の統制の下にあり、全ての財政的手段および事物の手段を配分されているので、全ての決定および助言はその時の有効な法規の枠内で行わなければならないことは自明のことである。⁴⁴²

（五） 任務の範囲

立法者が強調するのは、学校がとりわけ注意を向け、かつその中で活動しなければならない一定の重点的範囲である。それは意見を聴取される権利、助言する権利と、決定・決議権限とに明確に区別される。例えば、学校会議は「特殊な授業形態の試みや実施の前に」意見を聴取されねばならない（ブランドンブルク州）。学校会議は「新しい教科書の採用に関する決定の際には」協働する（チューリンゲン州）。学校会議は「学校プログラム」とそこから生じる学校と授業の組織並びに学校の活動全体の評価に関する結果を決議する（ブレーメン州）⁴⁴³。

学校会議には、とりわけ、二つの任務がある。例えば、学校の拡張、分割、閉校、宿題の作成、教室の割り当ての原則、通学路の確保など、全体として学校の活動および生活の重要な問題に際しての意見聴取である。それには、校則の布告、計画の期日、遠足の日にち、修学旅行のような特別な学校行事の実施又は組織、実験学校の実施の申請、授業外又は作業グループなどのような自発的な行事の開設、学校に割り当てられた予算の配分、建築措置の意見聴取、命名の際の協働、予算の提案、教室の配分、授業時間の配分およびクラスの振り分け等の原則、宿題およ

び教授の統制、成績評価の時間的な調整、親の臨時の聴講、親の面談期日の時間的調整、飲料の自動販売機の設置等が含まれる。⁴⁴⁾

ここで、明らかにするのは、学校会議はほとんど「外的」事項と関わり合う必要はないということである。ゆえに学校生活の開始、それに即した必要条件および組織上の統制に関係する規律には関わらない。授業、訓育および発展といった学校の内的核心領域には関わる余地が充分ある。⁴⁵⁾ ここには、さらに教職員の専門性と学校制度を統制する国家の留保権が役割を果たす。そこで、この明白な役割分担が、学校に関係する全ての事項に対する共通の責任という法律の基礎になっている目標をどの程度実現できるかということが問われねばならない。⁴⁶⁾

さらにまた学校会議は、様々な形態で争いの処理にも関与する。⁴⁷⁾ 例えば、ラインラント＝プファルツ州では、秩序措置としての生徒への退学の勧告および退学処分の前に、学校会議の意見聴取を予定している。ザクセン州では、個人的具体的事例に止まらない異議申立てに對する意見表明が学校会議の任務に属する。他の諸州において、例えば、ベルリンやザールラント州では、学校会議は調停委員会 (Vermittlungsausschuss) を形成する。争いのある場合には、一定の秩序措置を課す前に、調停や、場合によっては教員、生徒または親に意見表明を求められうる。⁴⁸⁾

近年、学校会議は、学校プログラムの形式において学校のプロフィールを教員の全体会議の提案に基づいて決議する任務を委任されることによって、ほとんどの州において重要性を増している。強調されねばならないのは、学校会議の調整、調停および紛争仲裁機能である。それらは、教員、生徒および親が大抵同数で構成する特別の委員会すなわち、調停委員会によって頻繁に遂行される。このような方法によって、学校会議は、学校の平穩を維持し、教員会議の強硬な決定を回避し、またとりわけ、訴訟を提起する必要をなくすることに寄与している。⁴⁹⁾

学校会議に学校長や学校長代理の地位の割り振りに對する関与も認めている。ノルトライン＝ヴェストファーレ

ン州では、学校会議が案を提出する。また、ブランデンブルク州では、学校会議は、学校庁によって適任と見なされる個々の候補者を面接し、学校庁による候補者たちの中から一人を推挙する。プレーメン州では、例えば役職の割り振りについて「選考委員会」を設置する。

これらの事例から明らかになるのは、学校会議の権限が、学校の形成の核心部分にも十分に及んでいるということである。⁵¹⁾

以下では具体例としてヘッセン州学校法における学校会議の組織および参加権の範囲を見ることによって、学校共同体の自治委員会としての学校会議と学校会議によって拡大され強化されてきた今日の親の学校教育参加権の範囲および限界を考察することにする。

第二節 ヘッセン州学校会議における参加の範囲と限界

（一）ヘッセン州における学校会議の概観

ヘッセン州には、学校親協議会と並んで学校会議が存在する。ヘッセン州憲法により、教育制度についての教育権者の共同決定は、教育共同体の設立によって達成されうるとし、教育共同体の中で、教育権者は、教員と生徒とともに活動すべきであるとされた。そのため、親共同決定法に、すでに学校会議が規定されていたのである。「学校会議は、生徒、その教育権者および教員から構成される」（一五一条一項）とし、さらに一五一条二項では、「学校会議は、団結、共通の活動および学校の活動における参加を強化、促進し、かつ、活力ある教育共同体を育成するものとする」としていた。「学校共同体」の観念が、親共同決定法の中に組み込まれていたのは、立法者が、ヘッセン

州憲法五六条六項の規定を遂行する機関として、学校共同体を予定していたことの証明である。ここに規定されている学校共同体は、教員、生徒および親の利益を結びつけることを目標にしていた。⁶³⁾しかし、学校共同体は、一九五八年以降、学校生活の中で、大きな役割を果たしてこなかったとされる。現代の学校は、生徒、教員および教育権者それぞれが異なった役割を持つという意識があり、共同体の観念が将来まで維持されるかは疑問であるとされ、その影響可能性の形成は、それぞれ異なった形で規定されてきた。

しかし、ヘッセン州では、学校法や他の関連法の改正により、教育行政の改革が継続的に行われており、拡大する自己管理と教育上の自己責任を有する機関としての学校の展開が具体化されつつあった。⁶⁴⁾

一九九三年八月一日に施行されたヘッセン学校法は、すでに義務的授業以外で学校の供給に協働する可能性を認め、親共同決定法を吸収した際に、「学校会議」に関する章を新たに付け加えた。ヘッセン州の立法者によって、「学校会議は、学校の重要な全ての事項を協議し、意見の相違があった場合には調停する。」(ヘッセン州学校法一二八条一項)として、学校会議は、教員、親および生徒(学校共同体)において協働する共通の協働と決議の機関として草案が作られていたのである。さらに、親は基礎学校においても協働できる(ヘッセン州学校法一六条四項)。根本的には、学校法一六条四項において、「親と他の適切な者の授業と学校の供給における協働は可能である。協働の原則は、学校会議を、教員集団の会議の構想を基礎として決議する。」と規定している。

「学校への参加の形成」を拡大させる発展として、学校会議は、民主的学校のその中心的委員会である。その中で親の教育権と国家の教育任務の間の緊張関係が、秩序づけられた調停手続により解決される。⁶⁵⁾

その際に、教員集団の職業上の権限が、親の社会的権利や生徒の成長する権利と同様に組み込まれる。⁶⁶⁾学校会議

の適切な決定の前に、まず計画が教員集団によって行われる⁵⁵⁾。教員集団は、全体会議を形成し、各々の学年段階における共同作業の範囲と方法を定める⁵⁶⁾。それとともに、学校会議の決定は、学校親協議会および生徒会の同意を必要とする（ヘッセン州学校法一〇条二項、一二条五項）。学校共同体の全ての集団が、学校会議の中で代表されているが、一方では、学校会議の権限内にある決定の半数は、効力を発するためには、学校親協議会、生徒会の同意を個別的に得る必要がある。いわば、「拒否権」によって、両委員会は重要性を有する⁵⁷⁾。

まさにその視点において、ヘッセン州においてどの程度広範囲に生徒および親にとって共同形成の可能性が理解されるかが明らかになる。

教員集団、親および生徒集団からなる学校共同体であり、学校に対して共同で責任を負う機関としての学校会議の権限は、学校の内容上および組織上の形成、とりわけ学校プログラムの決定について拡大されている。学校プログラムは、学校がその発展を統制し、国家の基準値と設定された基準の枠組みの中でその活動に根拠を与えられる。学校プログラムは、学校がその中で日常生活を把握し、教育上の目標と手段を定式化するという二重の機能を有する⁵⁸⁾。

（二）自己管理 (Selbsterwaltung) の原則とその発展

ヘッセン州学校法一二七 a 条で、「学校は、国家の責任並びに法律および行政規則の範囲内で、授業および学校生活の計画並びに実施において、その固有の事項の管理について自立している。」（一項）とされ、公立学校は、権利能力なき公の施設でありながら、一般的または個々の場合の授権の根拠に基づき、自由裁量に任されている手段の範囲内で、法行為をすることができる。その際には、当該法行為は、学校の教育任務の遂行に寄与するものでな

ければならないとされる(二二七項)。そして、授業、学校生活および教育を自主的に計画し実行する学校の権限は、法律、行政規則および学校監督の指示によって、必要かつ不当に制限されてはならない(二二七b条一項)。学校プログラムは、学校が、固有の発展および教育活動の質に対する教育上の責任を負う範囲を形成する。学校は、その中で、学校の一般教育任務およびその実施原則を考慮し、授業、訓育、助言、養護における活動目標、その目標を達成するための本質的手段および必要な形態に対する教員の協同を確定する(二二七b条二項)。しかし、学校プログラムおよびその補正は、国家の学校職員の同意を必要とする(二二七b条四項)。その際に、当該学校プログラムが、学校法が規定する原則に一致しない場合には、職員は同意を拒否しなければならない(二二七b条四項)とされ、学校プログラムの作成に一定の制限が課せられている。

さらに、学校制度を発展させる自己管理および自己責任の法的自立性の新しいモデルの試みに対して、学校は、国家の学校職員との間に、また必要な場合には学校設置者との協力の取り決めをすることが認められている(二二七c条一項)。そのモデルの中で、学校長と教員集団、親、生徒、第三者の協働の新しい形態、および法的自立性の形態を試すことができる(二二七c条二項)。ただし、そのモデルの試みは、学校の申請に基づいて文部省が許可することになっている(二二七c条四項)。その場合に、申請の提起に対して、人事上、事物上および教授組織上、学校が考慮する構想の可能性を決定するのが学校会議である(二二七c条四項)。

この一二七a、bおよびc条は、一九九六年から一九九七年の教育政策に関する議論の中で追加された条項であり、学校の自己管理を強化するものであるといえる。

(三) 学校会議の組織とその任務

①組織

学校長が議長として参加し、教員集団、生徒集団、親集団の代表が入る（一三一条）。構成員数は、最高二五人、最低でも一人である。

学校法の参加モデルは、学校会議と学校生活の当事者の様々な利益を結びつける。連邦憲法裁判所が様々な判決の中で、親の教育権と国家の教育権限は、同等の地位で並存し、相互に補完しあうということや、民主的で合議制の学校組織は、基本法の民主主義および社会国家原理（二〇条三項）を考慮することにより、その限りでは自明の事柄を官僚主義国家の命令によって決定されてはならないことを強調してきた。⁸³⁾

学校会議において各参加集団が代表される人数の比率は、学校会議における各参加集団の重要性の表れである。⁸⁴⁾ヘッセン州における学校会議モデルは、代表の半数が教員集団の代表によって占められることを予定している。それによって、原則的な過半数の比率は、教員集団に有利になるように作り出されている。しかし、この過半数の比率は、学校会議の決定に対して親協議会および生徒会による同意が不可欠であるということから、相対化される。⁸⁵⁾

学校関係は、子どもの教育に関与する者の共同作業によって形成される。その際に、生徒は基本権上の成年、すなわち自立して基本権を行使することができるようになれば共同決定する。よって、生徒は、教育上の措置の単なる対象であってはならず、年齢が上がるにつれて参加できなければならない。そのために、学校法は段階的な参加形態をとっている。それによれば、年齢が上がるにつれて生徒代表の権利が強められていくようになっていく。

そこで、親代表と生徒代表の議席は、学年によって配分が異なる。四から六学年までは、親代表が議席を占める。生徒代表は、少なくとも八学年に達してからでなければ構成員にならない。九または一〇学年までは、親代表が五分の三、生徒代表が五分の二となるが、一二または一三学年までに、親代表と生徒代表は、それぞれ議席は二分の

一ずつになる。

中等段階Ⅱでは、親代表は五分の二、生徒代表が五分の三、職業教育学校では、親代表が五分の一に対して、生徒代表は五分の四の議席を占めることになる（一三〇条一項）。

教員代表は、教員内から全体会議で選出する。親代表は、学校内の親集団からなる学校親協議会によって、生徒代表は、生徒集団の中から生徒会によって選出される。選挙は多数決原理によって実施され、任期は二年間である（一二〇条三項）が、重要事項についての守秘義務は、任期終了後も継続する（一二〇条四項）。学校会議の会議は、原則的には非公開である。しかし、学校会議の構成員補充のための会議は、全体会議、学校親協議会、生徒会と同様に公開で行われる（一二〇条五項）。

学校監督庁の代表は、意見表明権を有して学校会議に参加できる。また、学校設置者に関係する事項については、学校長が学校設置者の代表を議事日程の適切な時期に招聘する（一二〇条六項）。

② 学校会議の任務

一二八条で、教員、親および生徒を「学校共同体」とし、学校会議が、そのような学校共同体が協働する共通の協議および議決機関である、と定義している（一二八条一項）。その任務として、学校の重要事項について全て協議をし、意見の相違が見られるときには調停をする（一二七条一項）。学校会議と他の会議との関係は、学校会議が他の会議に対して助言を与えることができるとし、その助言が、直近の会合で協議されなければならないことになっており（一二八条二項）、学校会議は自治委員会として、学校内では最高位に置かれている。しかしながら、多くの学校会議の決定は、学校親協議会および生徒会の同意を必要とする（一一〇条、一二二条）。すなわち、学

校会議の導入によっても、親代表の権利（二〇〇条以下）または生徒代表の権利（二二一条以下）は変わらないということになる。それに対して、教員は、校会議の決定に関して、全体会議により同意しなければならないことは規定されていない。親協議会の権利、生徒会の権利は、当該学校法に規定があるのに対して、職員会議の権利は職員代表法により保護されており、教員集団の勤務上の利害関係を代表する職員代表の権利は手つかずのままである（一二八条三項⁶⁸）。

（四）校会議の権利の範囲と限界

①意見を聴取される権利

校会議は、以下の場合には意見を聴取される（一三〇条）。すなわち、学校が申請することなく実験学校を開設すること、実験学校を予定より早目に終了すること、実験学校へ転換することおよび実験学校の地位の廃止について、意見が聴取されなければならない。また、学校組織に関する決定についても意見聴取される権利を有する。

とりわけ、学校の拡張、分割、統合、閉校（一四六条）や授業前学習の提供（一八条二項）、学習援助または語学援助クラスの提供（五〇条二項）、大規模な建築に関する措置の決定等についても意見を聴取される。

②発議権および助言をする権利

校会議は、意見を聴取されなければならない事項について発議権がある。さらに、他の会議に助言を与えることができる（一二八条二項）。また、校会議の構成員は、全体会議、部分会議および親代表、生徒代表の会議に助言権をもって参加する権利を有している（一三二条）。一方、校会議の権利は、全体会議の決定権を制限するが、一二九条によれば、全ての決定の前に、全体会議は意見を聴取されねばならない（一三三条一項）。全体会議

は、学校会議に対して、学校会議で協議されねばならないことを提案することができる（一三三条）。

③ 決定権

学校会議は、以下について決定する。すなわち、第一には、一二七b条に規定されている学校プログラムについてであり、第二には、一五条五項にある自発的な授業および養護の提供の開設、全日制学校の提供への参加に対する義務付けに関する原則について、第三には、促進過程の設置やその代替、ジムナジウムの七学年への移行のための準備がある。宿題や筆記試験、さらに、実験学校の実施や実験学校へ学校を転換するに際しての申請の提起等についても決定権を有する（一二九条）。また、授業やその他の学校行事に際しての親および他の者との協働に関する原則にも、学校会議は決定権がある（一二九条）。しかし、決定に至らない場合には、議長、すなわち学校長の意見表明が決定要因になる（一三一条五項）。

以上見てきたように、重要な領域において、学校会議は最終決定権限を有する。すなわち、学校監督の上からの許認可（Obergenehmigung）を必要とする^{m)}ことのない多くの場合、ⁿ⁾實際上、学校会議は学校の最終決定機関である。

経験上、学校会議の中では、親代表の関わり合いが最も強く、最もそうではないのが、生徒代表である。というのは、生徒も教員も、恒常的に当該学校内に居ることから、問題および課題は非公式に、当該機関の外や、現場で、調整し、議論されるからである。一方、親は、通常、学校に関して、わが子を通して間接的にしか知らない。そこで、ある一定の好奇心をもって直接に面談し、参観し、定期的に接触することによって、当該学校にアクセスし、その結果、直接的に学校に関与することになる。^{m)}

（五） 学校長との関係

重要な領域において、学校会議は最終決定権限を有する。^{m1}しかし、この学校会議の議決に関する規定は、民主主義の要請と一致しない。^{m2}そこで、どんなに教員、生徒および親の参加が発展しようとも、学校の機能および民主的正当性を有する役割にある者の最終責任は、それによって脅かされてはならないということになる。学校会議における、生徒および親に有利な利益および必要性が、高く評価されなければならないが、それにもかかわらず、教員は、その専門知識および職業上の倫理観、公務としての性質に基づいて、教育上本質的な問題について決定的影響を与える。^{m3}学校長は、学校にその対する全責任と学校設置者および学校庁に対する職務上の義務を鑑みて、あるいは法的根拠に基づいて、学校会議の決定を実施することができない場合には、当該決定に異議を唱え、その実施を停止し、再度協議を求めねばならない。^{m4}当該会議が、異議を唱えられた決定に固執するならば、学校長は、学校監督庁の決定を求めねばならない。^{m5}

学校長は、学校長であると同時に当該学校の教員であり、学校の教育・訓育の任務に対する責任を負う。学校長は、学校の外部に対して代表する。学校長によって遂行される任務は、州の学校法および服務規則に個々の規定がある。^{m6}

学校長は、教員の全体会議の議長であり、教員およびその他の学校職員（秘書、管理人、技術補助員）に対して指示権限を有する。学校長は、教員に職務上の指示をすることができる。^{m7}教育・訓育任務と並んで規律されている学校運営に対する責任もある。それには、学校秩序および校則の貫徹や、学校の敷地の安全確保が属する。^{m8}

学校長は、当該学校種の教職の資格を有し、知識、能力、業績および性格的能力証明によってその適性を証明した者のみ就任することができるのでなければならない。学校長の任命は、学校監督庁に留保されている。国家的立

場がない者、例えば学校設置者、学校会議の協働は、代表制民主主義（基本法二〇条一項、二八条一項）の原則によって限界が引かれている。このことから、国家的立場にない団体および委員会による学校長の選任は、正式の任命行為における学校庁の役目を制限することになり、憲法上許されない。自治が認められ、固有のプロフィールが与えられるべき学校は、学校長の選任に際して、話し合う可能性を有するべきであろう。そのような関与は、それぞれの州において、単なる提案から、意見の聴取、発議権、異議申立権、拒否権、さらには、選任権および指名権に至るまで、非常に多様な方法で見受けられる。学校庁に対して学校庁の意思に反する候補者を強要するときには憲法上の許容される限界が越えられたことになる。学校庁にとって不適當と思われる候補者を拒否することは、少なくとも許されていない⁸⁹⁾。

学校長が学校会議に学校生活の全ての問題に、ゆえに当該学校の授業活動および教育活動の内部での発展にどの程度関与させるかは、個々の学校の学校長のイニシアティブに委ねられる⁹⁰⁾。参加を拡大しかつ多岐にわたって形成するために、議題提案の方法を超えて広範で多様な可能性が学校長の自由裁量に任されている⁹¹⁾。そのような問題についての討論のプロセスに、学校会議は十分に参加することができる⁹²⁾といえる。

(六) 小括

学校においては、子どもの最善の教育に対する、例えば親、国家、教会、社会的集団の多様な利益関心、職業および資格制度に有利な学校を卒業することに対する生徒の利益関心、職業上の成果を見出すという教員の利益が、交差している⁹³⁾。学校関係の参加者の利益は、部分的にしち重ならない⁹⁴⁾。教育および訓育目的に関しては、多元的社會において、場合によっては、最小限の意見の一致しか成り立たない⁹⁵⁾。基本法の価値決定および州憲法において

言及される教育目的は、確かに一定の方向性を示してはいるが、抽象性の度合が高いために、個々の場合において必要とされる、様々な、競合する利益の調整にとって、大抵はごく僅かしか得るところはない。⁸⁵⁾ 民主主義国家および法治国家の基本秩序は、競合するどの利益が優先するかという具体的な決定を、憲法上正当化される国家の機関に割り当てている。⁸⁶⁾

一方、公的な教育制度において、ある参加者または参加集団の利益は初めから、他との十分な比較衡量することなく、実現されねばならないほど高度の重要性があると考えることは許されない。⁸⁷⁾ 留意されねばならないのは、寛容の原則である。⁸⁸⁾ 個人の利益の充足が、他者のそれと衝突するならば、実践上の整合という意味において、全ての参加者がそれと共存しうる結論に到達すべき利益の考慮が必要である。⁸⁹⁾ よって、関連する州法によって規定されている（学校）会議およびその他の協働委員会による教員、生徒、親の協働が、学校における利益の調整に貢献することになる。個々の学校の独自性が増せば増すほど、どのような学校組織が学校の生活や校風を決定するかという問題になる。⁹⁰⁾ そこで重要な役割を果たしうるのが、学校長、教員会議と並んで親代表、生徒代表も参加する学校会議であるといえよう。

注

- (1) Wolfram Flöbner, Partizipation in der Schule Die Schulkonferenz Schulleiter-Handbuch Band 78, München, 1995, S.18.
- (2) Ebenda.
- (3) Max-Emanuel Greis, Möglichkeiten und Grenzen schulischer Partizipationsregelungen am Beispiel der sogenannten Schulkonferenz; in: Frank-Rüdiger Jach / Siegfried Jenker (Hrsg.) Autonomie der staatlichen Schule und freies Schulwesen; Festschrift

zum 65. Geburtstag von J.P.Vogel, Dunker & Humblot, 1998, S.31.

- (4) Vgl. Flöbner, aa.O.(Nr.1), S.18.
- (5) BVerfGE 47,46.
- (6) Geis, aa.O.(Nr.3), S.31.
- (7) Ebenda.
- (8) Geis, aa.O.(Nr.3), S.32.
- (9) Geis, aa.O.(Nr.3), S.33.
- (10) Geis, aa.O.(Nr.3), S.34.
- (11) Flöbner, aa.O.(Nr.1), aa.O.(Nr.1), S.11.
- (12) Ebenda.
- (13) Geis, aa.O.(Nr.3), S.33.
- (14) Hermann Avenarius, Einführung in das Schulrecht, Darmstadt, 2001, S.41.
- (15) Flöbner, aa.O.(Nr.1), S.11.
- (16) ザクセン州では一三人、ブランデンブルク州では一五人、バーデン＝ヴュルテンベルク州とベルリン州では一二人、バイエルン州は九人。Flöbner, aa.O.(Nr.1), S.11.
- (17) Flöbner, aa.O.(Nr.1), S.11.
- (18) Ebenda.
- (19) Ebenda.
- (20) Flöbner, aa.O.(Nr.1), S.12.

学校教育における親の教育権（四）（藤枝）

- 21) Vgl. Avenarius, a.a.O.(Nr.14), 41.
- 22) Geis, a.a.O.(Nr.3), S.33.
- 23) Avenarius, a.a.O.(Nr.14), S.41.
- 24) Flöhner, a.a.O.(Nr.1), S.12.
- 25) ザールラント、ベルリン、シュレスヴィヒホルシュタイン、バーデン＝ヴュルテンベルクなどの各州。
- 26) チューリンゲン、ザクセン、ラインラント＝プファルツ、ノルトライン＝ヴェストファーレンなどの各州。
- 27) Flöhner, a.a.O.(Nr.1), S.13.
- 28) Ebenda.
- 29) BverwG,Beschl.v.21.2.1979.
- 30) Norbert Niehus, Schul-und Prüfungsrecht Band1 Schulrecht 3 Auflage, München, 2000, S.40
- 31) Ebenda.
- 32) Ebenda.
- 33) Flöhner, a.a.O.(Nr.1), S.14.
- 34) ヘルリン州学校行政法五三条二項、六項。
- 35) Flöhner, a.a.O.(Nr.1), S.27.
- 36) Flöhner, a.a.O.(Nr.1), S.28.
- 37) Flöhner, a.a.O.(Nr.1), S.14.
- 38) Gesetzblatt der Freien Hansestadt Bremen, S.350.
- 39) Ebenda.

- (40) Vgl. *Schulrecht Baden-Württemberg, Ergänzungslieferung 71, Luchterhand, Mai 1994, S.9.*
- (41) Geis, aa.O. (Nr.3), S.34.
- (42) Flößner, aa.O. (Nr.1), S.15.
- (43) Flößner, aa.O. (Nr.1), S.16.
- (44) Flößner, aa.O. (Nr.1), S.15-16.
- (45) Flößner, aa.O. (Nr.1), S.16.
- (46) Ebenda.
- (47) Flößner, aa.O. (Nr.1), S.16.
- (48) Flößner, aa.O. (Nr.1), S.17.
- (49) Avenarius, aa.O. (Nr.14), S.42.
- (50) 学校会議の代表二人が、選考委員会の構成員になる。この選考委員会により選出される三人の候補者について投票し、それを受けて学校会議は行政庁に候補者を推薦する。行政庁がこの提案を受け入れないなら、学校会議は第二案を提出する。Vgl. Flößner, aa.O. (Nr.1), S.17.
- (51) Ebenda.
- (52) Adelheid Viesel / Angelika Spreng / Rainer Hasse, *Hessisches Schulgesetz*, Berlin, 1993, S.72.
- (53) Vgl. Hess, *Kommentierte Hessische Schulgesetze*.
- (54) Vgl. Franz Köler, *Die Entwicklung des Schulrechts in Hessen von 1996 bis 2000*, RdJB 2001, S.106f.
- (55) Harald Achilles, *Mitarbeit von Eltern und anderen Personen in Unterricht und Schule*, RdJB 1998, S.348.
- (56) Ebenda.

学校教育における親の教育権（四）（藤枝）

- 57) Achilles, aa.O. (Nr.55), S.347.
- 58) Achilles, aa.O. (Nr.55), S.348.
- 59) Ebenda.
- 60) Köler, aa.O. (Nr.54), S.107.
- 61) 基本的なものとこぼ「性教育決定」かある。
- 62) Viesel / Spreng / Hasse, aa.O. (Nr.52), S.72.
- 63) Ebenda.
- 64) Ebenda.
- 65) Ebenda.
- 66) Ebenda.
- 67) Flößner, aa.O. (Nr.1), S.19.
- 68) Flößner, aa.O. (Nr.1), S.16.
- 69) Vgl. Flößner, aa.O. (Nr.1), S.80.
- 70) Ebenda.
- 71) Flößner, aa.O. (Nr.1), S.19.
- 72) Viesel / Spreng / Hasse, aa.O. (Nr.52), S.74.
- 73) Hans Heckel / Hermann Avenarius, Schulrechtskunde 7. Auflage, Luchterhand, 2000, S.118.
- 74) Ebenda.
- 75) Avenarius, aa.O. (Nr.14), S.39.

- 76) Avenarius, a.a.O.(Nr.14), S.38.
- 77) 例えは、急病の同僚のための代行を委任したり、突然の休暇を認める。Vgl. Avenarius, a.a.O.(Nr.14), S.39.
- 78) Ebenda.
- 79) Avenarius, a.a.O.(Nr.14), S.40.
- 80) Vgl. Flößner, a.a.O.(Nr.1), S.17.
- 81) Flößner, a.a.O.(Nr.1), S.17.
- 82) Ebenda.
- 83) Niehues, a.a.O.(Nr.30), S.1
- 84) Ebenda.
- 85) Ebenda.
- 86) Ebenda.
- 87) Ebenda.
- 88) Niehues, a.a.O.(Nr.30), S.2
- 89) Ebenda.
- 90) Ebenda.
- 91) Avenarius, a.a.O.(Nr.14), S.38.